

- ・ 詳細は、実施要綱・交付要綱・助成金申請の手引き・添付書類の手引きをご確認下さい。
- ・ 潤滑に審査を進めるため、提出前に書類内容の不備・不足がないか確認事項のチェックをお願いします。
- ・ Word・Excel形式で添付された書類については、受理できません。PDF変換してからご提出ください。
なお、iPhone/iPadのカメラで写真撮影した画像を添付する場合は、「JPEG」形式に変更してください。（HEIC形式はシステム対応しておりません）
- ・ WEB申請できない場合は、紙申請の手引き記載の郵送先に下記の書類のコピーをご郵送下さい。（事前申込および交付申請兼実績報告書）
別途『事前申込申請書・誓約書』又は『交付申請兼実績報告書』のWEB画面コピーが必要となります。

事前申込提出書類

No.	必須○ 該当のみ△	事前申込添付書類	申請者種別		チ エ ック 欄	確認事項
			個人	法人 (リース事業者含む)		
1	○	見積書	○	○	□	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象機器の設置場所住所が明記されていること ・ 宛先（注文者）に助成申請者の宛名が記載されていること ・ 対象機器の型番が正確に記載されていること ・ 対象経費の金額（消費税、諸経費含まず）が明確に記載されていること

交付申請兼実績報告提出書類リスト

No.	必須○ 該当のみ△	交付申請兼実績報告書添付書類	申請者種別		チ エ ック 欄	確認事項
			個人	法人 (リース事 業者含む)		
1	○	太陽光発電システム設置概要書	○	○	□	<ul style="list-style-type: none"> ・HPで最新のものであるか確認の上ご提出願います。添付はPDFのみ 『陸屋根でない建物に設置用』と『陸屋根の建物に設置用』の2種類があります 該当するものを使用いただき、記入例をご確認の上入力して下さい ①複数系列(パワーコンディショナが複数台ある)の場合は複数系列シートに入力すること ②設置したモジュール・パワコンのメーカー名・型式名・出力を全て記載すること ③モジュールはJETPVm認証または海外認証機関による認証を受けていること ④パワコンの定格出力は、メーカーのカタログに記載されているものであること ⑤設置概要書の(3)『太陽電池モジュール』の記載は、機能性PVも含めてすべて記載すること(複数系列の場合は各シートごとの(1)『太陽電池モジュール』に入力すること) ⑥優れた機能性を有する太陽光発電システム(機能性PV)に該当する場合は、HPの助成対象機器より型式・工法を必ず確認すること
2	○	【個人】 助成申請者本人確認書類	○	-	□	<p>以下の書類のうちいずれか一つをご提出願います</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート(住所の記載がない場合は受付不可) ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障がい者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障がい者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード(裏面は不要)
3	○	【法人】 助成申請者実在証明書類	-	○	□	<p>以下いずれかの写しを提出すること(発行日から6ヶ月以内であること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商業登記の現在事項全部証明書 ②商業登記の履歴事項全部証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 <p>※受付時点で発行日から6ヶ月以内のものであること ※リース事業者の場合、使用者の本人確認書類も提出すること</p>
4	○	登記事項証明書(建物全部事項証明書) (交付申請兼実績報告時に登記が間に合わない場合は、建物検査済証等を提出)	○	○	□	<p>①太陽光発電システムを使用する主たる建物の登記を提出すること ②敷地内の陸屋根に太陽光システムを設置した場合は、主たる建物のほかに設置場所の登記事項証明書を追加提出すること ただし以下を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築戸建の場合 ・上乗せ工事(架台設置工事、架台設置に伴う防水工事)を行わない場合 <p>※法務局の公印があるもの(登記情報提供サービスで取寄せたものは不可) ※交付申請兼実績報告受付時点で発行日から6ヶ月以内のものであること 架台設置経費(上乗せ)・架台設置に伴う防水工事経費(上乗せ)をご検討の方は下記を確認のこと ①種類(居宅・共同住宅等) ②構造(陸屋根)</p>
5	○	売買契約書等	○	○	□	<p>太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書(写し) 売買契約締結日付が、事前申込をした日付(公社が受付をした日)より後のものであること (遡及適用を除く)</p> <p>下記の内容がわかる契約書等を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①契約締結日 ②契約者名(助成対象者であること) ③工事内容 ④発行者名 ⑤発行会社印 <p>電子契約書の場合は、『締結証明書』も併せて提出すること 契約変更等で契約書が複数ある場合、対象機器が入っている当初の契約書と最終の契約書を提出すること 停止条件付契約の取扱いがある場合は、該当する記載箇所をマーク等で強調し提出すること</p>
	△	契約書確認項目一覧表	○	○	□	<p>【契約書が複数枚あり上記の確認が困難な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の該当箇所にマークや付箋等で番号等を記入すること ・太陽光発電システムの工事内容がわかる契約書類(抜粋)とともに提出すること ・複数契約の場合の契約締結日は、対象機器の最初の契約日を記載すること
	△	太陽光発電システムに関する契約書の内訳について	○	○	□	<p>【契約書に太陽光発電システムの工事内容等が明記されていない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社理事長あてに作成し提出すること ・複数契約の場合の契約締結日は、対象機器の最初の契約日を記載すること

No.	必須○ 該当のみ△	交付申請兼実績報告書添付書類	申請者種別		チ エ ック 欄	確認事項
			個人	法人 (リース事 業者含む)		
6	△	リース等契約証明書	-	△	□	<p>【リースの場合のみ】</p> <p>以下の内容が記載されていること</p> <p>①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④リース契約日 ⑤サービス開始日及び終了日 ⑥リース等期間 以下、確認事項 リース等契約書の契約日が事前申込日以降であること リース等の契約において元金から助成金相当額分を減額した金額で算出されていること (契約書に上記の記載がない場合は、助成金相当額分を減額した金額がわかる『計算書等』を提出すること)</p>
	○	領収書	○	○	□	<p>以下の内容が記載されていること</p> <p>①宛名（助成申請者名であること） ②領収金額 ③助成対象経費の合計額（税抜金額） ④設置場所住所 ⑤領収日 ⑥発行者（販売事業者）名 ⑦発行者（販売事業者）捺印 ⑧収入印紙（電子領収書・クレジット払いの場合はその旨が明記されていれば不要） ⑨陸屋根の既存戸建住宅または陸屋根の新築・既存集合住宅で架台設置した場合は、架台設置費用の項目・金額の明細 ⑩陸屋根の既存戸建住宅または陸屋根の既存集合住宅で架台設置に伴う防水工事を施工した場合は、防水工事費用の項目・金額の明細</p>
7	△	領収書内訳等	○	○	□	<p>【領収書が下記の場合】</p> <p>『太陽光発電システムに関する領収書の内訳について』が必要</p> <p>①宛名が申請者名を含む連名の場合 ②太陽光発電システム設置に係る費用の記載がない場合 ③陸屋根の架台設置に係る費用の記載がない場合 ④陸屋根の架台設置に伴う防水工事費用の記載がない場合 ⑤設置場所住所の記載がない場合</p>
	△	対象機器に関する代金領収書	○	○	□	<p>【クレジット支払（及びローン支払い）の領収書が提出できない場合】</p> <p>①販売店が証明すること（社印（角印）又は（丸印）いずれかが押印） ②クレジット会社から販売会社に全額入金があった日付・金額を記入すること 個別クレジットを利用する場合には、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です なお、個別クレジット（及びローン支払い）を利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された助成金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてる」と条件に助成対象者とします</p>
8	○	<p>保証書関連書類 (ア) (イ) の両方の提出が必要</p> <p>(ア)太陽光発電システム（モジュール）の保証書等(出荷証明など)、またはモジュールの出力対比表 (イ)太陽光発電システムパワコンの保証書等(出荷証明など)またはパワーコンディショナの検査成績書</p> <p>※ (ア) (イ) が出せない場合は (ウ) 助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書（機能性PVに該当する場合は不可）</p>	○	○	□	<p>【保証書または出荷証明書】</p> <p>購入時又は設置時に受領した保証書または出荷証明書の写しを提出してください 使用者控え（お客様控え等）の写しとします</p> <p>□使用者名、製造者名（メーカー名）、型式、保証開始日もしくは引渡日がはっきり読み取れるもの □助成対象機器の型番、製造番号等がわかるもの</p> <p>【モジュールの出力対比表】</p> <p>出力対比表は、設置した全モジュールの出力と製造番号の対比表です 原則、モジュールのメーカーが発行するものをご提出ください</p> <p>①モジュールのメーカーが発行するもの 申請者名の記載がない場合は、空欄に対象システムの販売を行った者が申請者の氏名を補記してください ②メーカーが発行していない場合の対応について 出力対比表を作成して提出してください以下を記載してください</p> <p>□申請者名 □販売店名 □製造社名（メーカー名） □モジュール型式 □1枚当たりの公称最大出力（ワット） ※梱包に同梱されている製造番号の写し（バーコード）を併せて提出してください</p> <p>【検査成績書】</p> <p>下記確認ができること</p> <p>□申請者名※追記可 □製造者名（メーカー名） □パワコン型式</p>

No.	必須○ 該当のみ△	交付申請兼実績報告書添付書類	申請者種別		チ エ ック 欄	確認事項
			個人	法人 (リース事 業者含む)		
	△		○	○	□	<p>【機能性PVの上乗せがある場合のみ】</p> <p>機能性PV (モジュール)</p> <p>□システム保証書・出力対比表または出荷証明書 (モジュールの型式がすべて記載されているもの)</p> <p>□建材一体型（屋根）の型式名に（型式、工法）の記載があるモジュールを設置した場合は、該当していることがわかる工法等の記載がある書類 例）メーカー発行の割付図（鋼板配置図など）</p> <p>※設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明書は不可 機能性PV (周辺機器)</p> <p>□型番記載されている保証書または出荷証明書</p> <p>※設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明書は不可</p>
9	○	接続契約のご案内等	○	○	□	<p>以下のすべてが確認できるもの</p> <p>①受電地点特定番号</p> <p>②発電場所住所</p> <p>③発電出力 (W数)</p> <p>太陽光発電システムで発電した電気が当該システムを設置した住宅で使用している事実を確認する書類です</p> <p>太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後のものをご提出ください</p>
10	○	建物および土地の全景写真	○	○	□	<p>①主たる建物（電力を使用する建物）の全景写真 1階部分から建物全体（正面玄関側）が写っているもの</p> <p>②主たる建物以外に設置した建物・土地の全景写真(敷地内に設置した場合のみ)</p> <p>③主たる建物と設置した建物の両方が写っている写真または主たる建物と設置した土地の両方が写っている写真(敷地内に設置した場合のみ) (位置関係がわかる写真)</p> <p>□全景写真では、助成対象機器が写っていないなくても構いません</p> <p>□建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれても構いません</p> <p>□写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出しすること</p> <p>□写真の大きさは、サービス判 (Lサイズ127×89mm) 以上のものを提出すること</p> <p>□日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります</p> <p>□Googleマップ等、web上の地図の写しでの提出は認められません</p>
11	△	陸屋根の架台設置・架台設置に伴う防水工事の写真	○	○	□	<p>【設置場所が陸屋根で架台設置工事・架台設置に伴う防水工事を行った場合のみ】</p> <p>①架台設置箇所が確認できる写真</p> <p>②架台設置に伴う防水工事の施工箇所が確認できる写真</p>
12	○	モジュール設置完了後の写真	○	○	□	<p>□設置したモジュールが確認できる写真</p> <p>□モジュールすべての設置面を撮影すること</p> <p>□1枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影すること</p> <p>□写真は、カラー写真またはカラー印刷したもの</p> <p>□架台設置や架台設置に伴う防水工事を施工した場合、施工箇所が確認できる写真を提出すること</p>
13	○	モジュールの割付図	○	○	□	<p>□太陽光発電システムの設置工事の際に作成する太陽電池モジュールの配置図等でモジュールのすべての枚数が分かるものをご提出ください</p> <p>□モジュールの枚数は、太陽光発電システム設置概要書及び保証書等と一致していること</p> <p>□複数台のパワコンを設置した場合は、パワコンの型式（パッケージ型番での記載不可）とそれぞれに接続したモジュールの型式と枚数がわかる記載があること</p>
14	△	太陽光発電システムの設置に係る決議書またはこれに代わるもの	△	△	□	<p>【集合住宅の共用部設置の場合（管理組合が申請する場合やオーナー以外が申請する場合）のみ】</p> <p>□集合分譲住宅の場合、太陽光発電システムの設置が承認された記載のある議事録であること</p>
15	△	国及び他の地方公共団体による補助金の交付額確定通知書 (受給の場合のみ)	○	○	□	<p>①交付額が確定されたことがわかる通知書の写し 例）交付額確定通知書・支給決定通知書・補助金交付請求書兼口座振替依頼書等 ※上記が発行されない場合は、交付決定通知書（写し）にその旨を記載</p> <p>②太陽光発電システムのみの受給金額の記載がある内訳書類 ※受給金額全額を助成対象経費から差し引く場合は不要 例）交付金額内訳が記載されている交付決定通知書 交付決定後に国及び他の公共団体へ提出した交付金額内訳が記載されている申請書等 交付を受けた国及び他の公共団体の補助金の算出根拠が記載されているホームページの写し（太陽光発電システムの受給金額を追記すること）</p>
16	△	重要事項証明書	-	△	□	<p>【住宅供給事業者のみ】</p> <p>交付申請兼実績報告提出時に、管理組合や住宅購入者等に対象機器の所有権を、引き継ぐことが見込まれる場合は、住宅購入者に掲示する案の写しを提出すること</p>
17	△	その他公社が必要と認める書類	○	○	□	<p>必要事項の確認のため、別途資料及び書類の提出を求める場合があります 『理由書』『再審査依頼について』は、公社より指示があった場合のみ提出すること</p>